

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例を制定することについて

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 1 2 月 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本市内の農地が地震、台風等の自然現象に起因した災害により甚大な被害を受けた場合において、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の農地災害復旧事業を活用して復旧を図るに当たり、受益者負担の観点から分担金を徴収することとするため、制定するものであります。

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の適用を受けて本市が実施する農地の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により分担金を徴収することについて必要な事項を定める。

(分担金)

第2条 分担金の額は、災害復旧事業に要する経費から、国及び神奈川県補助金を差し引いて得た額とする。

2 前項の分担金は、その災害復旧事業の受益者から徴収する。

3 同一の災害復旧事業について受益者が2人以上ある場合における分担金の配分は、それぞれの受益者が所有し、又は耕作する農地の面積等を考慮して、市長が決定する。

(分担金の納期限)

第3条 分担金の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して30日後とする。

(徴収の猶予)

第4条 市長は、受益者から申請があった場合で、災害その他やむを得ない理由によりその受益者が分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定により徴収を猶予した場合の分担金の納期限は、市長が別に定める。

(延滞金の徴収)

第5条 市長は、分担金を納期限までに納付しない者に対しては、秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、前条第1項の規定により分担金の徴収を猶予された期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則制定案要綱

1 事業の申請

農地災害復旧事業（以下「事業」という。）の採択を受けようとする者は、農地災害復旧事業申請書を市長に提出するものとする。

2 採択の通知

市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに事業の採択の可否を決定し、農地災害復旧事業採択（不採択）通知書により申請者に通知する。

3 事業の完了及び分担金の納入の通知

市長は、事業が完了したときは、速やかに農地災害復旧事業完了通知書兼分担金納入通知書により申請者に通知し、及び分担金を徴収する。

4 分担金の徴収猶予の申請

分担金の徴収の猶予を受けようとする者は、農地災害復旧事業分担金徴収猶予申請書を市長に提出するものとする。

5 分担金の徴収猶予の決定

市長は、前項の申請があったときは、速やかに猶予の可否を決定し、農地災害復旧事業分担金徴収猶予決定（不決定）通知書により申請者に通知する。

6 様式

規則の規定により使用する様式を定める。

秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例を制定することについて

1 条例制定の趣旨及び経緯

本年 1 0 月 1 2 日に本市を直撃した台風第 1 9 号により、市内各地で農地及び農地畦畔が崩落するなどの被害が発生し、特に被災規模が大きい農地では、今後の営農再開の目途が立っていません。

今後も大規模な自然災害が発生する可能性がある中、市民等へ食料を安定供給するための生産基盤としての農地の公益性と、その担い手である農業者の経営環境維持の必要性とを考慮し、被災規模の大きい農地については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の農地災害復旧事業を活用して復旧を図ることとしますが、受益者負担の観点から、その経費の一部について地方自治法第 2 2 4 条の規定により分担金を徴収するため、その金額等について条例で定めるものです。

2 条例で定める主な内容

- (1) 分担金の額
- (2) 徴収の猶予
- (3) 延滞金の徴収

3 分担金の額について

分担金の額は、災害復旧事業に要する経費から、国及び神奈川県補助金を差し引いて得た額とするものです。